

ハートケア朝里 運営規程

（事業の目的）

第1条 ハートケア朝里（以下「事業所」という。）が行う、指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護支援専門員その他の従事者（以下「介護支援専門員等」という。）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定居宅介護支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 事業所の運営方針は以下の通りとする。

- （1） 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その利用者が可能な限りその居宅において、有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の立場に立って援助を行う。
- （2） 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう公正中立な立場でサービスを調整する。
- （3） 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1） 名称 ハートケア朝里
- （2） 所在地 小樽市新光1丁目22番13号

（事業所の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- （1） 管理者 1名
- （2） 介護支援専門員 3名以上（兼務含む）

2 職員の職務内容は、次の通りとする。

- （1） 管理者は、事業所従業者及び業務の管理を一元的に行い、運営に関わる事務を統括し、自らも指定居宅介護支援の提供にあたるものとする。
- （2） 介護支援専門員等は、居宅サービス計画を作成及び提供し、その計画に基づき援助を行い、結

果の記録及び報告を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。但し、緊急時はこの限りではない。

- (1) 営業日 月曜日から金曜日
ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- (2) 営業時間 月曜日から金曜日 8:30から17:30までとする。

(指定居宅介護支援の提供方法、内容及び利用料等)

第6条 事業の提供方法及び内容は次のとおりとし、提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスである時は、利用料を徴収しない。また、利用者から利用料の支払いを受けた場合には、費用の細目を記載した領収書を交付する。

- 2 提供開始に際し、利用者等に対して運営規定の概要や利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を行い提供する。
- 3 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問調査し支援する上で解決しなければならない課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。
- 4 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容等を提供し、サービスの選択を求め、居宅サービス計画及び指定居宅サービス業者等に関し同意を得た上で、サービス事業者との連絡調整及びサービス担当国会議を行い、意見徴収をする。
- 5 利用者が介護保険施設等への入所等を希望した場合は、施設への紹介その他の便宜を提供する。
- 6 課題分析について使用する課題分析票は、全社協方式 当事業所方式等を用いる。
- 7 介護支援専門員等は、居宅サービス計画の作成後において、利用者等、指定居宅サービス業者との連絡を継続的にを行い、計画の実施状況把握、訪問調査にて利用者の課題把握を行い、居宅サービス計画の変更調整及びその他便宜の提供を行う。
- 8 その他在宅生活上の問題点等や各号に属さない生活上の問題に対し、助言及び支援を行う。
- 9 事業の管理者は居宅サービス計画書等について必要な管理を行い、市町村に対し居宅サービス計画書等を提出しなければならない。
- 10 第7条の通常の事業の実施地域を越えて行う居宅サービス計画の作成に要した交通費は、公共機関を利用した場合は実費を徴収する。その他の場合は実施地域を越えてから1km 50円で往復分徴収する。

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、小樽市とする。

(研修機会の確保と職員の質の向上)

第8条 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員等の質的向上を図るため、研修の機会を次の通り設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 1 採用時研修 採用後6ヶ月以内
- 2 継続研修 年3回

(提供拒否の禁止及び提供困難時)

第9条 通常の事業の実施地域を勘案し、利用者に対し適切なサービスを提供することが困難であると認められる場合は、他の指定居宅介護支援事業所の紹介や必要な措置を講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第10条 事業の提供を求められた場合、利用者の被保険者証等によって被保険資格、介護認定の有無及び有効期間等を確認する。

(緊急時における対応方法)

第11条 介護支援専門員等は、訪問調査中等に利用者の病状に急変その他の状態が生じた場合、直ちに主治医等へ報告し、その指示に従い必要な処置を講じなければならない。

- 2 介護支援専門員等は、前項の処置を講じた場合は、主治医及び管理者へ速やかに報告しなければならない。

(秘密保持)

第12条 管理者及び従業者は、その職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏洩してはならない。
又、従業者ではなくなった後においてもこれらの秘密を漏洩してはならない。

(事故発生時の対応)

第13条 利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに医師、関係利用者の家族などに連絡するとともに、必要な措置を講じる。また、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理)

第14条 管理者は、提供した事業に関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を1名置き解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

(市町村への通知)

第15条 事業の提供を受けている利用者が、次のいずれかに該当する場合は、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

- (1) 正当な理由なく、介護給付等対象サービスの利用に関する指示に従わない等により、要介護、要支援状態等の程度を増進させたと認められた場合。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付の支給を受けようとした及び受けた場合。

(ハラスメント対策の強化)

第16条 職場におけるハラスメント防止のために雇用管理上の措置を講じる。なお、セクシュアルハラスメントについては、上司・同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含まれる。

(1) 事業主が講じるべき措置の具体的内容

- ・職場におけるハラスメントの内容及びハラスメントを行ってはならない旨の方針を従業者に周知、啓発すること。
- ・相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な、相談対応の為に担当者や窓口をあらかじめ定める等の体制を整備し、従業者に周知すること。

(2) 事業者が講じる事が望ましい取り組みについて

- ・相談に応じ、適切に対応するために必要な整備
- ・被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、1人で対応させない等）
- ・被害防止のための取組（マニュアル作成、研修の実施、業種・業態等の状況に応じた取組）

(高齢者虐待防止の推進)

第17条 利用者の権利擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図ること
- (2) 虐待の防止のための指針を整備すること
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること
- (4) 上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと

(身体的拘束等の適正化の推進)

第18条 利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する事を義務付ける。

- (1) 身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する事
- (2) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を開催するとともに、その結果について従業者へ周知徹底を図ること
- (3) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること
- (4) 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する事

(その他運営についての重要事項)

第19条 この規程に定めるほか、運営に関する重要事項は、医療法人 北光会朝里中央病院と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規定は、平成19年 3月26日から施行する。

平成19年	6月	1日	改正
平成19年	10月	1日	改正
平成20年	8月	1日	改正
平成22年	10月	1日	改正
平成25年	5月	1日	改正
平成25年	9月	1日	改定
平成27年	4月	1日	改定
平成27年	4月	3日	改定
平成27年	5月	1日	改定
平成27年	9月	1日	改定
平成27年	12月	21日	改定
平成29年	2月	1日	改定
平成29年	9月	1日	改定
平成29年	10月	1日	改定
平成30年	4月	1日	改定

平成30年	8月21日	改定
平成31年	4月1日	改定
令和元年	12月1日	改定
令和3年	4月1日	改定
令和6年	4月1日	改定